

鎌倉市緑の基本計画（素案）

－概要版－

序章 緑の基本計画の概要

1 計画の位置づけ

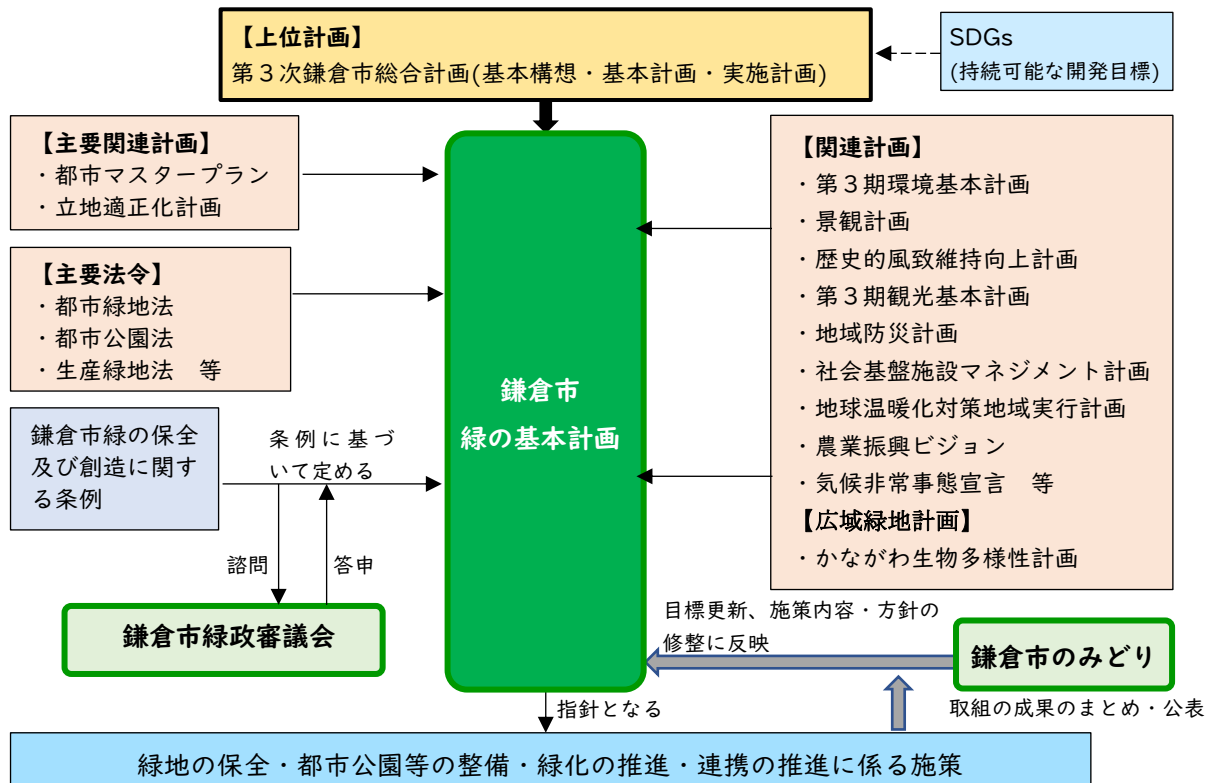
(1) 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に基づき、市町村が中長期的観点に立って緑地の適正な保全や緑化の推進等を総合的・計画的に推進するために策定する計画です。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、鎌倉市総合計画に掲げる将来都市像を実現するための緑のまちづくりの共通目標・指針となるもので、上位計画や関連計画との関係は次のように示されます。

本市では、緑の基本計画に基づく毎年の取組の状況を「鎌倉市緑政審議会」に報告した上で、「鎌倉市のみどり（緑の基本計画推進の取り組み）」で公表し、進行管理に活用しています。



2 計画期間・計画フレーム

(1) 計画期間

○令和4年(2022年)～23年(2041年)までの20年間とし、中間年次を令和13年(2031年)とします。

(2) 計画対象区域

○本市の全域(約3,967ha)を計画対象区域とします。

(3) 計画対象人口

○20年後の計画対象人口を約156,000人(2040年の目標人口を採用)と設定しています。

第1章 都市特性と緑の現況

1 都市特性

本市の都市特性は、次のとおりです。

- (1) 人口約17万人の都市
- (2) 緑豊かな住宅都市としての土地利用
- (3) 豊かな自然をもつ
- (4) 多面性を有する都市構造
- (5) 古都の歴史的風土
- (6) 豊かな自然と魅力ある景観
- (7) 日本有数の観光都市

2 緑の有する7つの機能

本計画では、緑の持つ諸機能を、グリーンインフラとしてどのように活かしていくかという観点で、緑のあり方を検討しています。

1 歴史文化を守る



社寺・史跡・遺跡等の歴史的遺産、文化財等は、庭園や境内地の樹林、周囲の自然的環境などの緑と一体性を持つことで親和感が増大し、その存在価値が高くなります。

2 安全安心をもたらす



火災の延焼を遅延・防止する他、災害時の避難場所となります。
雨水流出量を調整し土砂災害を防止するなど、防災・減災に役立ちます。

3 環境負荷を和らげる



緑陰の提供、気温の調節、大気汚染の改善などに寄与します。
二酸化炭素を固定・吸収し、地球温暖化の防止やヒートアイランド化の緩和に寄与します。

4 生き物を育む



野生生物の生息・生育環境をつくり、生物多様性保全の基盤を形成します。

6 美しい景観をつくる



地域固有の美しい風景、良好なまち並み景観を形成します。
新たな都市の魅力を生み出し、地域の活力を高めます。
特色ある歴史文化や自然景観は、多くの人々を引き付ける観光資源となります。

7 暮らしを支え豊かにする



潤いのある生活環境の基盤となり、暮らしの快適性を高めます。
農地は新鮮な農作物を生み出し、人々の生活を支えます。

5 交流とふれあいを広げる



コミュニティ活動、休息、子供の遊び、健康スポーツ、自然とのふれあいなど、市民の様々な交流活動の場となります。

第2章 めざす緑の方向性

1 基本理念

「山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉」

2 緑の将来都市像

① 緑が都市環境の基盤を形成している都市

○丘陵樹林地や海岸線の自然、大規模公園等が都市環境の基盤を形成する緑として一体的に保全され、防災・環境負荷調節・生物多様性保全・景観形成等に重要な役割を果たし市民の暮らしを支えています。

② 緑と歴史文化が融合した都市

○古代から中世に至る歴史的遺産と緑が融合した歴史的風土が保存され、一部が歴史文化とのふれあいの場として活用されています。

○市域に分布する数多くの社寺林や史跡、伝承されている祭事等と結びついた緑が計画的に保全され、緑と歴史文化が融合した都市環境形成に重要な役割を果たしています。

③ 緑による安全安心が保たれている都市

○丘陵樹林地の緑が適切に保全・管理されて防災機能が高まり、市民の安全・安心な暮らしが保たれています。

○市街地火災の延焼防止に役立つ緑や、災害時の避難地となる緑が計画的に配置・整備され、災害に強い都市構造が形成されています。

④ 緑が環境負荷を和らげている都市

○二酸化炭素等の温室効果ガスを固定・吸収する、まとまりのある緑や市街地の緑が適切に保全・管理され、温暖化の防止や環境負荷の改善等低炭素社会の実現に寄与しています。

⑤ 緑の中で活発な交流ふれあい活動が広がる都市

○市街地の身近な生活空間に様々な交流活動が楽しめる公園等が整備されており、コミュニティ活動や新しい生活文化を創造する空間として利用されています。

○市域の資源を活かした歴史文化や自然とのふれあいの場が整備され、これらの活動を通じて人々の様々な交流が広がっています。

⑥ 身近な生活空間に緑が豊かに存在する都市

○生活空間の身近な場所に、公園・街路樹・水辺等の公共の緑や民有地の様々な緑が連続性を持って存在し、緑と共生する暮らしを大切にする市民の活動と結びついて、暮らしを支え豊かにする緑が広がっています。

⑦ 多くの市民が緑を育てていく都市

○多くの市民や事業者が、緑の基本計画に掲げる緑の将来都市像の実現に向けた取組に参加しています。

○市民や事業者の様々な知識や経験が活かされ、市民等による主体的な緑のまちづくりが広がっています。

⑧ 広域的な緑のネットワークの中核をなす都市

○本市の緑を中核として隣接都市と連携し、三浦半島と多摩丘陵を結ぶ広域的な緑のネットワークが形成されています。

○本市の緑の環境づくりに、市域を超えた大学や様々な団体等が参加・協力し、広域的な人的ネットワークが形成されています。



第3章 緑の将来都市像の実現のための方針

1 緑の将来都市像の実現に向けた方針

1) 歴史文化を守る緑

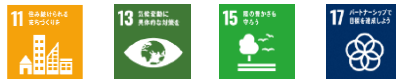


自然と共生してきた歴史文化を次世代に継承します。

日本を代表する古都の歴史的風土を構成する緑を、一体的に保存します。また、地域の歴史的遺産、文化財等にも目を向けて、歴史文化と緑の融合が感じられる環境を広げます。

- 古都の歴史的風土を構成する樹林地を一体的に保存し、継承します
- 歴史文化とのふれあいの場の保全・活用を図ります
- 市域に分布する歴史文化資源と結びついた緑を保全・活用します
- 歴史文化の緑を支える連携を推進します

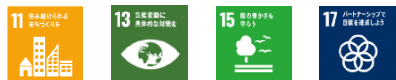
2) 安全安心をもたらす緑



大規模地震の発生に伴う市街地火災・津波被害や気象災害の激甚化に伴う土砂災害の発生が予測される中で、様々な災害の防止や減災につながる緑を適切に保全し管理します。

- 延焼防止機能を有する緑を保全・創造します
- 災害時の避難場所となる緑・オープンスペースを確保します
- 緑・オープンスペースの洪水調整機能を高めます
- 土砂災害の発生防止につながる緑を保全し、管理します

3) 環境負荷を和らげる緑



低炭素都市づくりに向けた樹林地の二酸化炭素の吸収・固定機能の向上など、都市の環境負荷低減につながる緑を保全・創出し管理します。

- 環境機能の向上に繋がる緑を保全します
- 環境負荷の低減につながる市街地の緑を保全・創出します
- 環境を支える連携を推進します

4) 生き物を育む緑



生物多様性を保全するためには、生物の種の多様性が確保される緑の環境を維持するとともに、生態系の多様性が維持されるよう、様々な水・緑の空間をつなげて生態系ネットワークを形成していくことが重要です。この視点に立って、流域ごとの「種の地域性」にも配慮した生き物を育む水と緑を保全し、連続性を高めて在来種の保全に繋がります。

- 生態系ネットワークの骨格をつくる山・川・海浜の自然環境を保全します
- 身近な生物と重要性の高い動植物の生息・生育地となる緑を保全します
- 生き物を育む緑を支える連携を推進します
- 自然観察の場の充実を図ります

5) 交流とふれあいを広げる緑



身近な生活空間や市域の様々な場所で、市民のより活発な交流促進やレクリエーション活動が展開されるよう、市民要望を取り入れた公園づくりや管理を進めます。

また、市民や来訪者が歴史文化や美しい景観とふれあい、自然的環境の中でのレクリエーション活動等が楽しめる場を提供します。

- 利用の促進や価値の向上につながる公園や緑地の質の向上を進めます
- 個性ある公園づくりを進めます
- 歴史文化や美しい自然・景観とのふれあいの場を増やします
- 楽しく歩ける道のネットワークを形成します
- 交流とふれあいの緑を支える連携を推進します

6) 美しい景観をつくる緑



鎌倉市景観計画に示す景観形成の基本方針等を踏まえて、本市の景観を特色づける緑を大切に保全するとともに、各地域の特色ある景観を創り出している緑を保全・創出し、地域の魅力を高めます。

- 鎌倉を特色づける山・海の自然景観の緑を保全・継承します
- 地域の個性や魅力の向上につながる緑を保全・創出します
- 新しいまちの魅力を高める緑を整備・創出します
- 鎌倉景観百選に選定されている水・緑の景観を保全・活用します
- 景観をつくる緑を支える連携を推進します

7) 暮らしを支え豊かにする緑



生活の身近な場所での、「暮らしの快適性を高める緑」、「身近な生き物とふれあえる緑」、「交流や散策・休養・まち歩きを楽しむ緑」、「まちの魅力を高める緑」などを、市街地の立地や土地利用に合わせて保全・創出し、生活と結びついたまちの緑の充実とネットワーク形成を図ります。

- 身近な生活空間の緑を増やし、緑の連続性を高めます
- 道路・河川・公共施設等の社会インフラ施設の緑を増やし、緑の連続性を高めます
- 暮らしの緑を支える連携を推進します



谷戸の住宅地(衣張山 浄明寺)



社寺の背景となる緑地(半僧坊 山ノ内)

2 保全・整備・緑化・連携の施策

1) 緑地の保全

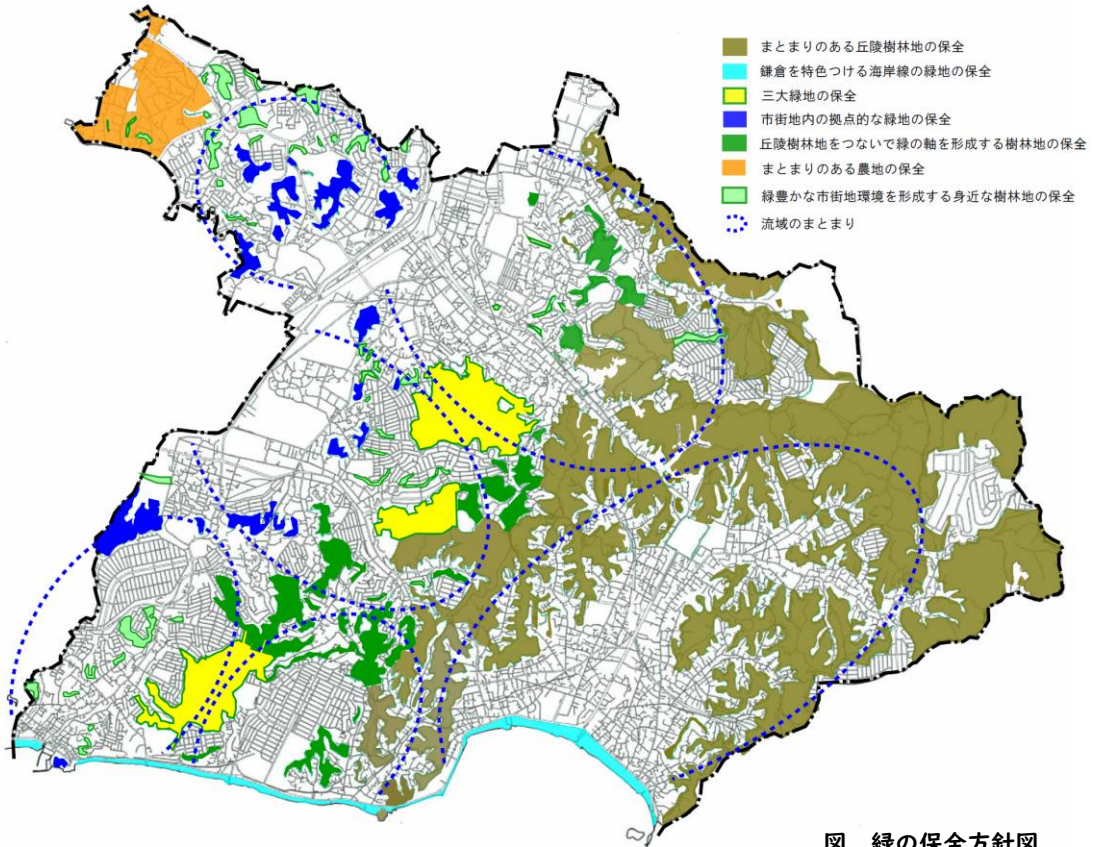


図 緑の保全方針図

2) 都市公園等の整備

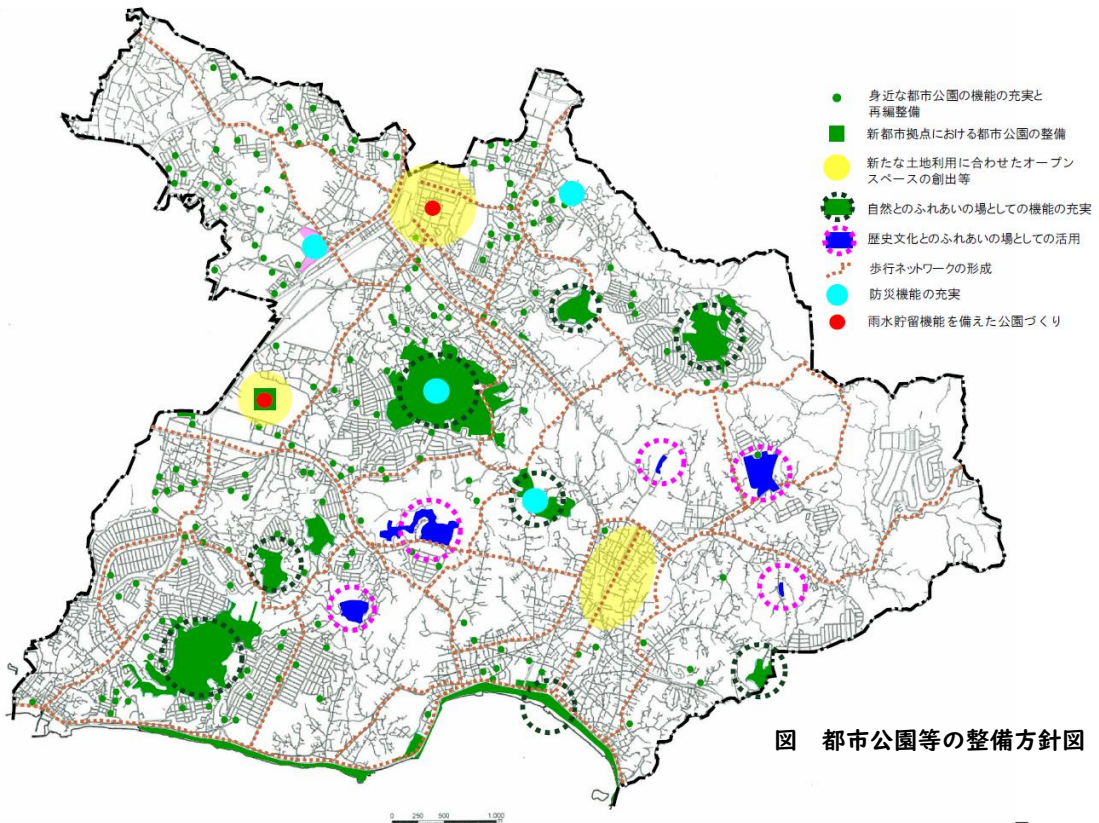


図 都市公園等の整備方針図

3) 緑化の推進

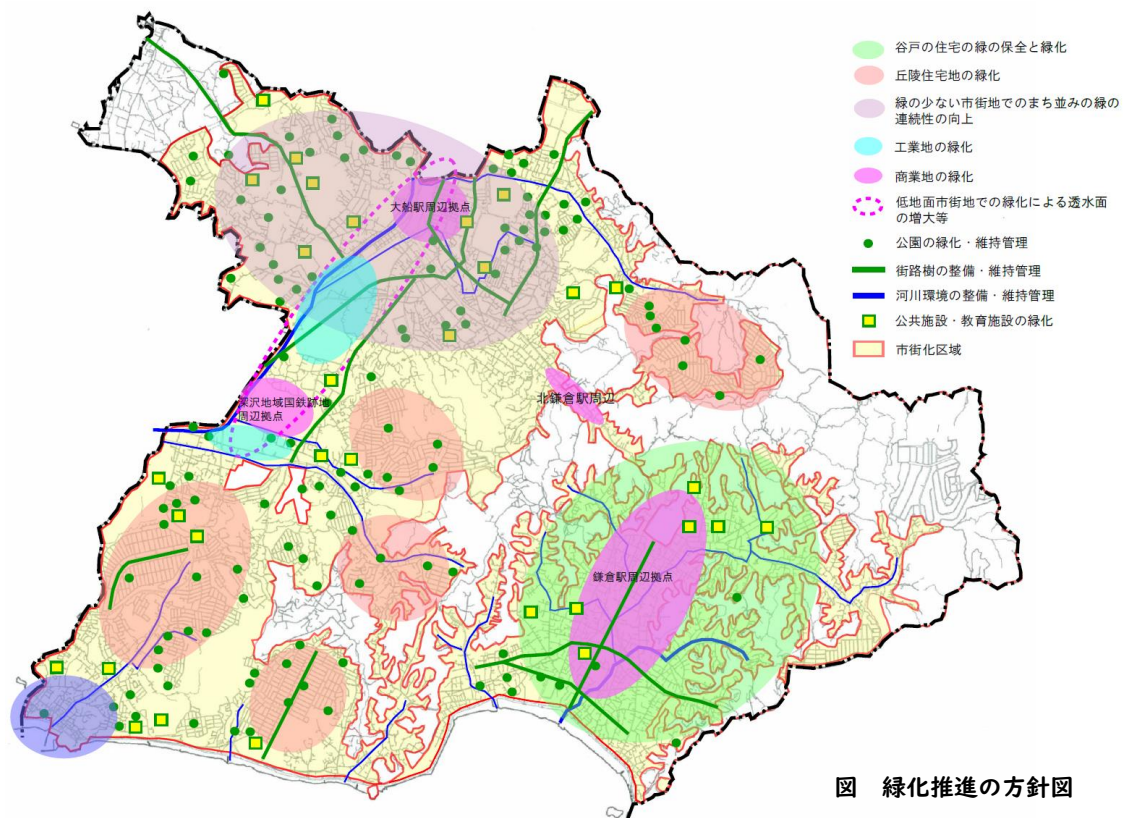


図 緑化推進の方針図

4) 連携の推進

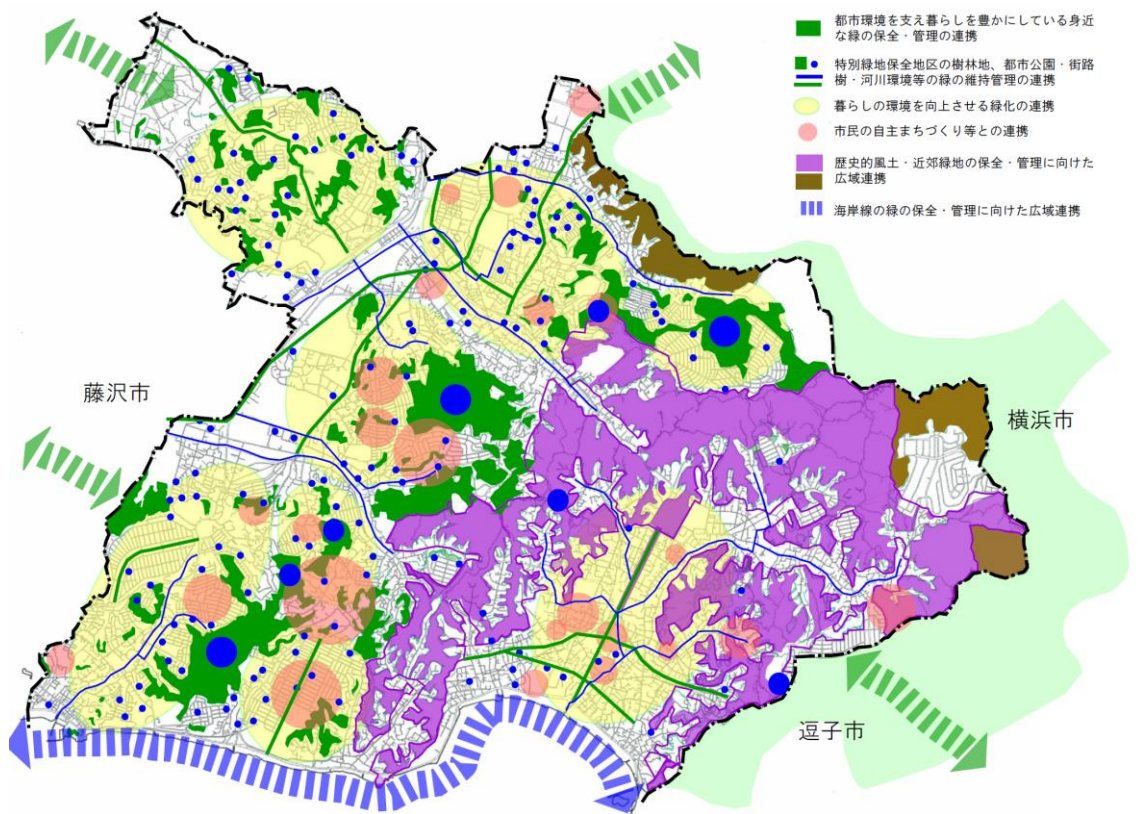


図 連携推進の方針図

第4章 計画の実現に向けた考え方、施策と制度・事業の体系

1 グリーン・マネジメント

本計画の施策展開の柱とする、PDCA サイクルを取り入れた計画の進行管理の考え方です。

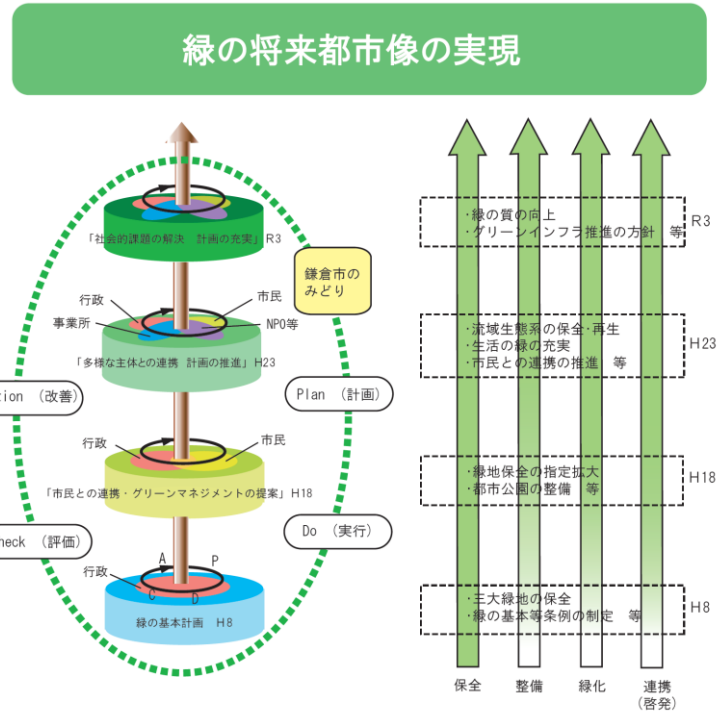


図 グリーン・マネジメント実践の考え方

■全ての緑の対象化

本市の緑の環境を構成する丘陵樹林地、市街地の緑、海岸線、都市公園・道路・河川における全ての緑を対象とします。

■目標・視点の共通化

それぞれの緑を個別の視点で見のではなく、都市資産として共通の目標・視点に立った保全・整備・創造と管理・運営を行います。

■効率性・透明性の確保

効率性、透明性を確保するため、市民・土地所有者・市民団体・事業者・行政等の連携を基本とします。

■明確な目標設定

明確な目標を設定し、PDCA サイクルの考え方を取り入れた事業管理を行います。

■データ・情報通信技術の活用

地理情報や各種調査結果を集積・分析し、緑政審議会の意見を聴きながら、データに裏付けされた施策展開を図っていきます。

■持続可能な運営体制

緑地保全基金の着実な運用や、ボランティア体制の整備など、災害等、突発的な事態にも強い運営体制の構築を図ります。

■市民

緑への理解を深めると共に、住宅敷地の緑化や緑のまちづくりのための様々な活動に参加する。

■事業者

事業所敷地内の緑化に取り組むほか、社会貢献の一環として緑の保全や緑化に関する活動等を企画・参加・支援する。民間企業等のノウハウを活かした環境ビジネスを通じて、緑のまちづくりに貢献する。

■行政

国県や、他の自治体と連携し、緑の将来像の実現に向けた各種施策を着実に推進する。

市民や事業者の緑のまちづくり活動への参加について支援する。

緑に関する調査や情報提供を積極的に行う。

2 リーディング・プロジェクト

計画を実現する上で特に重要と思われるテーマを設定し、重点的に実施していくものです。

(1) 緑の質の向上 - 災害に強い安全なまちづくりと環境負荷の低減を目指して -

- ①土地所有者の維持管理支援の強化 ②間伐などの積極的な手入れによる緑の機能の向上 ③質の高い緑地空間の創出

[計画指標]

- 市有緑地は、緑地維持管理計画に沿って災害リスクの高い緑地での危険木等の伐採を行います。

危険木の伐採、枝払いの本数	単位 本
---------------	------

- 民有緑地維持管理助成事業を進め、適正な維持管理が行われている樹林地を増やします。

適正な維持管理が行われた樹林地の面積(竹林を含む)	単位 約 ha
---------------------------	---------

○緑地を保全することにより、温室効果ガスの吸収源を確保します。

CO2吸収量(歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区の面積から算出する。)	単位 トン-CO2
---	-----------

○公園・緑地を整備することにより、温室効果ガスの吸収源を確保します。

CO2吸収量(本市では、街区公園等における樹木の本数把握が難しいため、風致公園、都市林、都市緑地、市有緑地を対象とし面積から算出する。)	単位 トン-CO2
--	-----------

(2) 緑のネットワークの形成 - 豊かな市街地環境をつくる緑 -

- ①保全すべき緑地の確保、都市公園等の整備 ②民有地の緑化の支援
③多様な主体との連携による身近な緑の保全及び緑化

[計画指標]

○緑地の保全が確実に担保されている、地域制緑地の指定を進めます。

歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区の指定面積の合計	単位 約 ha
---	---------

○市民等が利用する公園等の整備を進めます。

供用している都市公園、児童遊園、青少年広場等の合計面積	単位 約 ha
-----------------------------	---------

○まち並みのみどりの奨励事業により民有地の緑化を支援します。

まち並みのみどりの奨励事業による接道緑化延長	単位 メートル
------------------------	---------

(3) 多様な連携と資源の利活用 - 共生の実現 -

- ①緑地の維持管理の担い手の育成 ②緑とオープンスペースの積極的活用 ③多様な主体との連携

[計画指標]

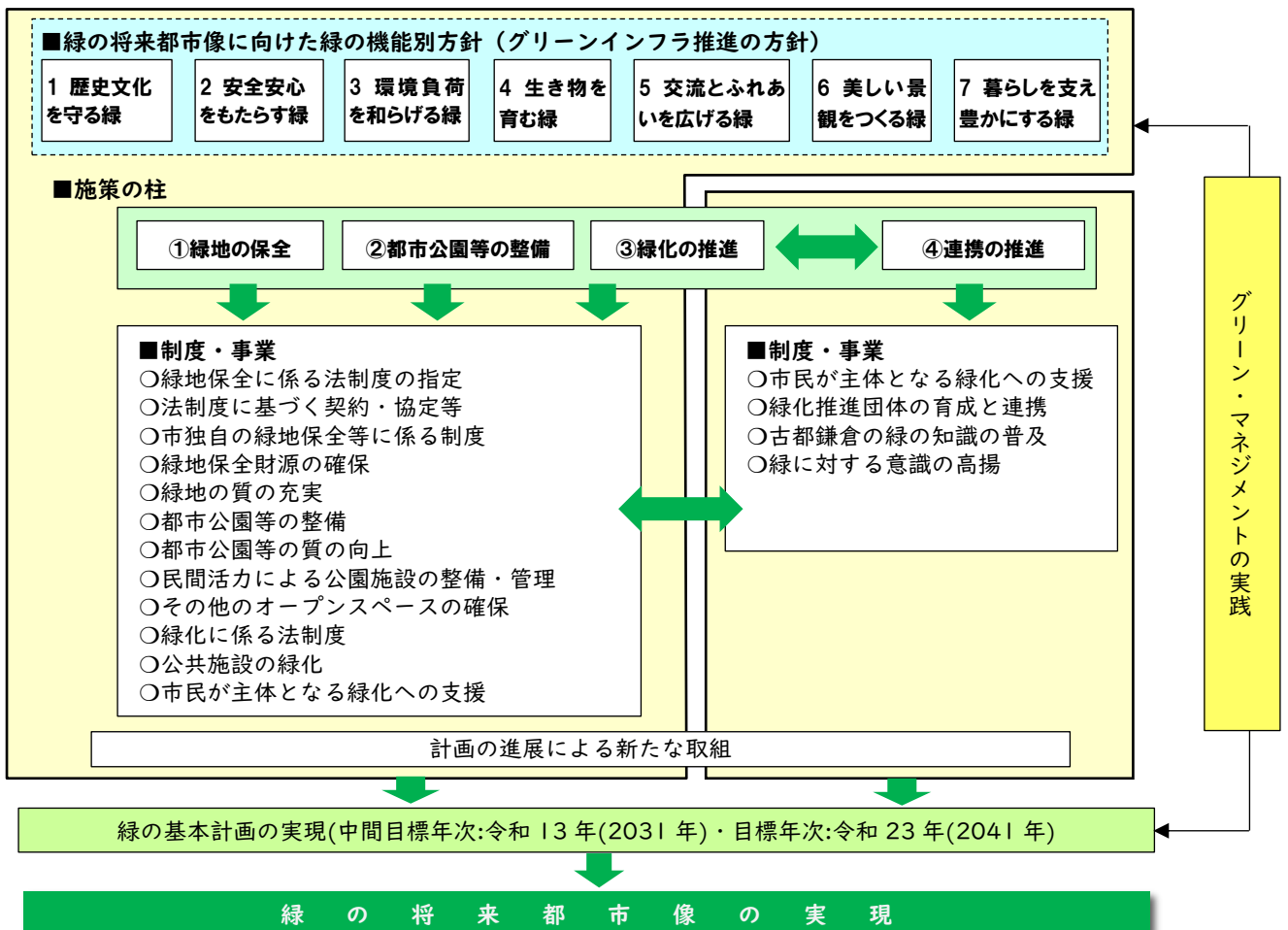
○市民が主体となる緑の取り組みを支援します。

公園・街路樹・市民緑地愛護会、緑のレンジャー、緑の学校の活動件数及び参加者人数	単位 日、人
---	--------

○都市公園の老朽化等に対応し、機能の見直しや施設の更新を行います。

機能の見直しや施設の更新を図った公園数	単位 箇所
---------------------	-------

3 施策と制度・事業の体系



■ 地域制緑地等の指定目標

種別 面積(約 ha)	計画策定時 平成 7 年 (1995 年)		計画改定時 令和 4 年 (2022 年)		中間年次 令和 13 年 (2031 年)		目標年次 令和 23 年 (2041 年)		将来都市像		
	市街化区域	都府県区域	市街化区域	都府県区域	市街化区域	都府県区域	市街化区域	都府県区域	市街化区域	都府県区域	
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	
歴史的風土 保存区域	箇所数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
	面積	161.9	956	176	989	176	989	176	989	176	989
	備考	市街化区域は GIS 計測値(逗子市分約 6.8ha を含む)									
歴史的風土 特別保存地 区	箇所数	—	13	—	13	—	13	—	13	—	13
	面積	—	570.6	—	573.6	—	775.4	—	775.4	—	775.4
	備考	約 201.8ha の指定拡大を要請									
近郊緑地保 全区域	箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	面積	26	243	26	294	26	294	26	294	26	294
	備考	市街化区域は GIS 計測値									
近郊緑地特 別保全地区	箇所数	—	0	—	1	—	1	—	1	—	1
	面積	—	0	—	131	—	131	—	131	—	131
	備考										
風致地区	箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	面積	1,095.6	2,185	1,095.6	2,194	1,095.6	2,194	1,095.6	2,194	1,266.1	2,364.5
	備考										
特別緑地保 全地区	箇所数	0	0	10	11	11	12	11	12	17	18
	面積	0	0	41.5	49.4	45.3	53.2	45.3	53.2	84.4	92.3
	備考	GIS 計測値 市街化調整区域：城廻地区の一部(3.3ha) + 梶原五丁目地区(4.6ha) = 7.9ha 植木(3.8ha) 令和2年度末既指定面積(49.4ha) + 指定候補地面積(44.9ha) = 94.3ha									
緑地保全地 域	箇所数					—	—	—	—	—	—
	面積					—	—	—	—	—	—
保安林	面積	2.8	171	2.8	171	2.8	171	2.8	171	—	—
	備考										
農用地区域	箇所数	—	1	—	1	—	1	—	1	—	1
	面積	—	46.9	—	46.9	—	46.9	—	46.9	—	46.9
生産緑地地 区	箇所数	149	149	136	136	136	136	136	136	136	136
	面積	18.1	18.1	17.1	17.1	17.1	17.19	17.1	17.1	17.1	17.1
特定生産緑 地地区	箇所数			—	—	—	—	—	—	—	—
	面積			—	—	—	—	—	—	—	—
緑地保全推 進地区	箇所数			6	7	6	7	6	7	0	0
	面積			15.3	36.4	15.3	36.4	15.3	36.4	0	0
	備考	市街化区域は GIS 計測・つなぎ策であるため法制度適用後に指定解除の方針									
保存樹林	面積	3.9	364.10	3.9	241.50	3.9	241.50	3.9	241.53	—	—
	備考										



近郊緑地特別保全地区(今泉台)



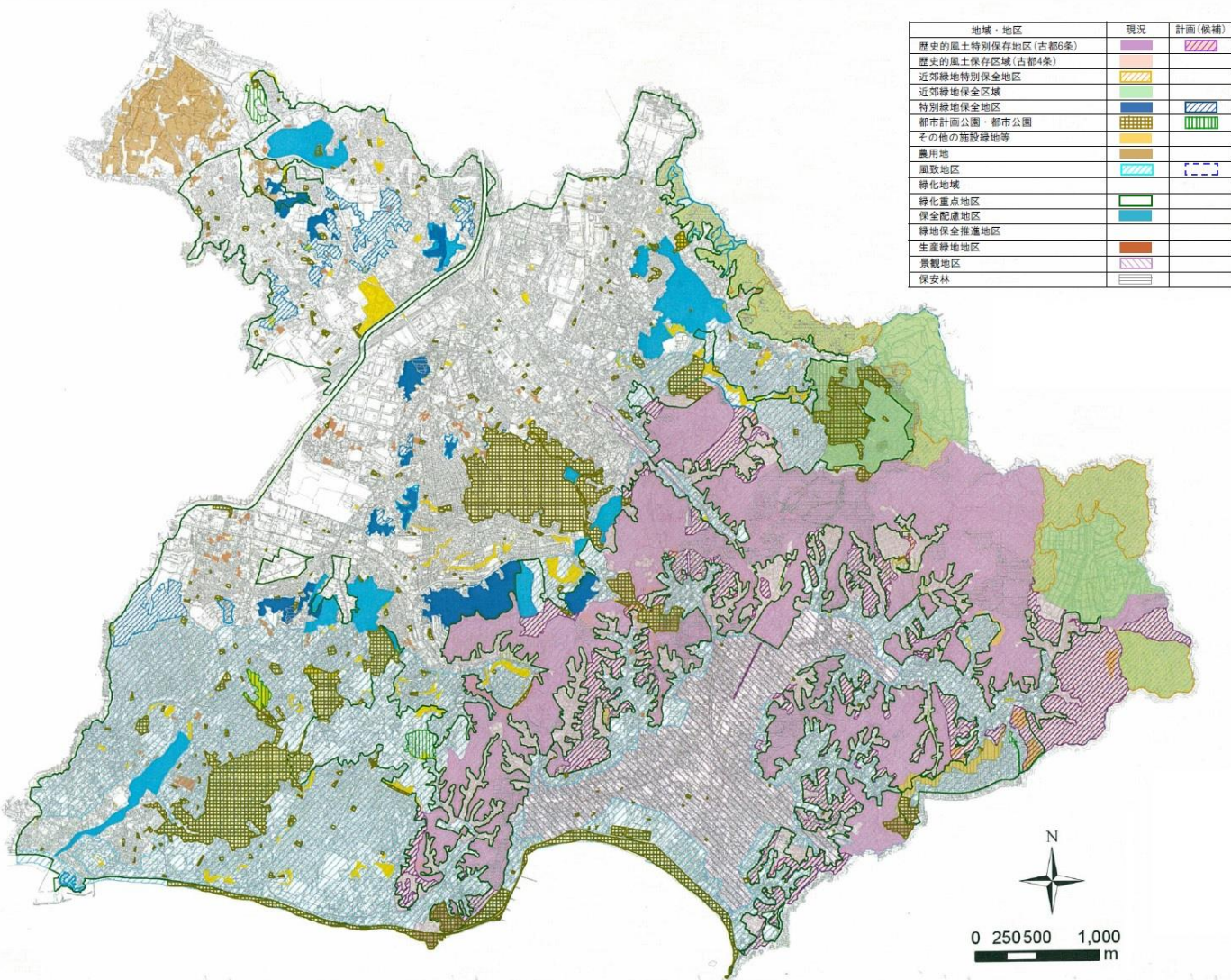
天神山特別緑地保全地区(山崎)

■ 施設緑地の整備目標※1

種別 面積(約 ha)	計画策定時		計画改定時		中間年次		目標年次		将来都市像		
	平成7年(1995年)		令和4年(2022年)		令和13年(2031年)		令和23年(2041年)		市街化区域	都市計画区域	
	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域			
街区公園	箇所数	162	165	232	235	233	236	233	236	233	236
	面積 ㎡/人	16.0 0.9	18.0 1.1	20.8 1.2	21.6 1.3	20.9 1.3	21.7 1.3	20.9 1.3	21.7 1.4	20.9	21.7
	備考	未供用部分の供用開始									
近隣公園	箇所数	0	0	2	2	2	2	2	2	2	2
	面積 ㎡/人	0 0	0 0	1.4 0.1	1.4 0.1	1.4 0.1	1.4 0.1	1.4 0.1	1.4 0.1	1.4	1.4
	備考	岩瀬下関防災公園 0.9ha、笛田一丁目公園 0.5ha									
地区公園	箇所数	1	2	1	2	1	2	1	2	1	3
	面積 ㎡/人	1.9 0.1	11.4 0.7	5.9 0.3	15.4 0.9	5.9 0.4	15.4 0.9	5.9 0.4	15.4 1.0	5.9	18.3
	備考	源氏山公園(9.5ha)調整 9.5ha、笛田公園(5.9ha)									(仮称)関谷公園(2.9ha)調整 2.9ha(GIS計測)
総合公園	箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	面積 ㎡/人	5.0 0.3	7.0 0.4	4.3 0.3	7.0 0.4	6.6 0.3	28.2 0.4	6.6 0.3	28.2 0.4	6.6	28.2
	備考	未供用部分の供用開始									
運動公園	箇所数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積 ㎡/人	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0	0
基幹公園計	箇所数	164	168	236	240	237	241	237	241	237	242
	面積 ㎡/人	22.9 1.3	36.4 2.1	33.1 1.9	45.4 2.7	33.2 2.0	45.5 2.8	33.2 2.1	45.5 2.9	34.7	69.6
風致公園	箇所数	0	1	2	4	2	4	2	4	4	6
	面積 ㎡/人	0 0	12.9 0.8	58.1 3.4	77.6 4.5	58.1 3.6	77.6 4.8	58.1 3.7	77.6 4.9	58.6	103.3
	備考	散在ガ池森林公園 12.9ha 調整 12.9ha		散在ガ池森林公園 12.9ha 調整 12.9ha 鎌倉中央公園 51.2ha 夫婦池公園 6.6ha 調整 6.6ha 六国見山森林公園 6.9ha		散在ガ池森林公園 12.9ha 調整 12.9ha 鎌倉中央公園 51.2ha 夫婦池公園 7.7ha 調整 7.7ha 六国見山森林公園 6.9ha		散在ガ池森林公園 32.3ha 調整 32.3ha 鎌倉中央公園 51.2ha 夫婦池公園 7.7ha 調整 7.7ha 六国見山森林公園 6.9ha (仮称)旧華頂宮公園 0.5ha (仮称)扇湖山荘公園 4.7ha 調整 4.7ha(GIS計測)			
歴史公園	箇所数	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	面積 ㎡/人	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1.0	12.6
	備考	(仮称)北条氏常盤寺公園 11.5ha 調整 10.6ha、御谷公園 1.1ha 調整 1.0ha(GIS計測)									
都市緑地	箇所数	6	6	7	7	9	9	9	9	10	10
	面積 ㎡/人	4.1 0.2	6.2 0.4	4.8 0.3	6.9 0.4	14.0 0.9	16.1 1.0	14.0 0.9	16.1 1.0	20.3	29.4
	備考	浄明寺緑地 4.24ha 調整 2.1ha 手広1-1号緑地 0.01ha 手広1-2号緑地 0.02ha 津1号緑地 0.95ha 津2-2号緑地 0.01ha 津2-1号緑地 (H27.4.1 鎌倉広町緑地に編入)0.96ha		浄明寺緑地 4.24ha 調整 2.1ha 手広1-1号緑地 0.01ha 手広1-2号緑地 0.02ha 津1号緑地 0.95ha 津2-2号緑地 0.01ha 山ノ内西瓜ヶ谷緑地 1.4ha 山ノ内東瓜ヶ谷緑地 0.3ha		浄明寺緑地 4.24ha 調整 2.1ha 手広1-1号緑地 0.01ha 手広1-2号緑地 0.02ha 津1号緑地 0.95ha 津2-2号緑地 0.01ha 山ノ内西瓜ヶ谷緑地 1.4ha 山ノ内東瓜ヶ谷緑地 0.3ha 山崎・台峯緑地 8.9ha 山ノ内宮下小路緑地 0.3ha		浄明寺緑地 13.4ha 調整 9.0ha 手広1-1号緑地 0.01ha 手広1-2号緑地 0.02ha 津1号緑地 0.95ha 津2-2号緑地 0.01ha (仮称)腰越2号緑地 4.0ha (GIS計測)、山ノ内西瓜ヶ谷緑地 1.4ha、山ノ内東瓜ヶ谷緑地 0.4ha、山崎・台峯緑地 8.9ha 山ノ内宮下小路緑地 0.3ha			
都市林	箇所数			1	1	1	1	1	1	1	1
	面積 ㎡/人			45.4 2.7	48.0 2.8	45.4 2.8	48.1 3.0	45.4 2.9	48.1 3.1	45.4	48.1
	備考	鎌倉広町緑地 48.0									
都市公園合計	箇所数	170	175	246	252	249	255	249	255	254	261
	面積 ㎡/人	27.0 1.5	55.5 3.2	141.4 8.3	177.9 10.4	150.7 9.2	187.3 11.5	150.7 9.6	187.3 11.9	162.7	263.0
児童遊園等	箇所数	43	46	32	32	32	32	32	32	32	32
	面積 ㎡/人	8.7 0.5	8.8 0.5	3.7 0.2	3.7 0.2	3.7 0.2	3.7 0.2	3.7 0.2	3.7 0.2	3.7	3.7
施設緑地合計	箇所数	213	221	278	284	281	287	281	287	286	293
	面積 ㎡/人	35.7 2.1	64.3 3.8	145.1 8.5	181.6 10.6	154.4 9.5	191.0 11.7	154.4 9.8	191.0 12.2	166.4	266.7

※1 1人当たりの面積は、人口規模を平成7年(1995年)は17.0万人、令和3年(2021年)に17.1万人、令和12年(2020年)に16.3万人、令和22年(2040年)に15.7万人で設定しています。なお、ここで用いる将来人口推計の数値は、平成30年度に実施した簡易人口推計(2019年3月18日時点)の数値で、平成27年(2015年)から平成29年(2017年)の人口増減をベースに、社会移動が収束していくと見込んだトレンド推計です。

■ 緑の基本計画がめざす緑地指定等の方針図



第5章 特定地区の保全・整備・緑化の方針

1 都市計画等により定める区域

- 1) 歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区
- 2) 近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区
- 3) 特別緑地保全地区
- 4) 風致地区
- 5) 生産緑地地区
- 6) 都市公園等

2 緑の基本計画で設定する区域

- 1) 保全配慮地区
- 2) 緑化重点地区



生産緑地地区(手広)



鎌倉海浜公園 稲村ガ崎地区(稲村ガ崎)

第6章 流域を踏まえた地域別の方針

1 流域計画の基本的考え方

流域を踏まえた地域設定の意義と流域区分

○本市は、丘陵の広がる変化に富んだ地形を有しており、大小の谷戸がつくりだす「流域」を基盤として、個性ある複数の地域が形成されています。この流域は、大地の水循環の基本となる空間であり、地域の自然生態系や景観をつくり、市民の日常生活圏を緩やかに形づくっています。

○流域の区分については、水系の広がりや位置、土地利用、上位・関連計画での地域区分等を考慮し、次の6つの流域を踏まえた地域を設定しています。

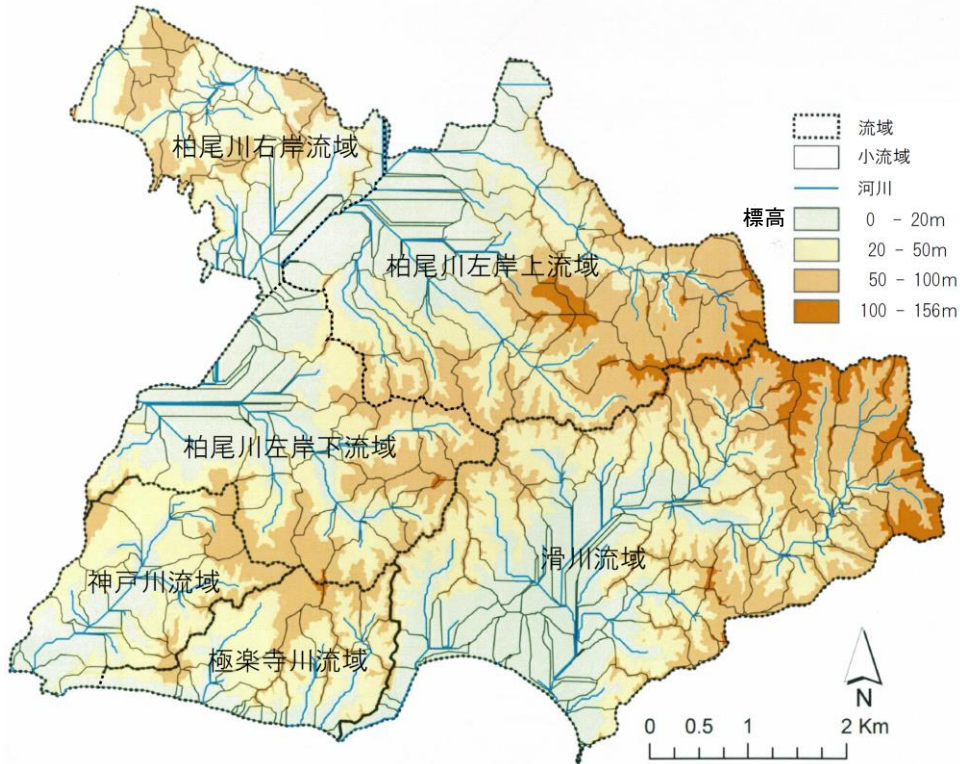


図 流域区分図

2 流域別の方針

1) 滑川流域

○古都の歴史的風土と山-川-海をつなぐ自然環境が、流域全体で感じられる緑の環境を作ります。

2) 極楽寺川流域

○良好な居住環境を形成する住宅地の緑を維持・育成するとともに、暮らしの中に周囲の歴史的風土や丘陵の自然との結びつきが感じられる流域環境の形成を目指します。

3) 神戸川流域

○コンパクトな流域の中に、山-川-海を結ぶ生態系の緑が確保され、暮らしの中に海や鎌倉広町緑地の自然とのつながりが感じられる流域環境の形成を目指します。

4) 柏尾川左岸下流域

○新都市拠点の整備に合わせて、隣接する工業地を含めた市街地の魅力と安全性を高める緑を創出し、丘陵の自然と市街地の緑との連続性や関連性が感じられる流域環境の形成を目指します。

5) 柏尾川左岸上流域

○まちの緑を増やし、丘陵の自然とまちの緑がつながって、防災・生物多様性保全・交流活動・環境負荷低減などに効果を発揮する緑のネットワーク形成を目指します。

6) 柏尾川右岸流域

○歴史のまちを印象づける緑の拠点形成を図ります。また、農地の保全・活用を図り、樹林地・農地・住宅の緑が緩やかに結びついて、防災・生物多様性保全・景観形成などに効果を発揮する緑のネットワーク形成を目指します。

例) 滑川流域

歴史文化を守る緑

- 古都の歴史的風土を構成する緑地を一体的に保全します。
- 史跡指定地の樹林地、社寺境内地の樹林・庭園・樹木、段葛・やぐら・切通等の歴史文化資源と結びついた緑を適切に保全します。
- 歴史的風土形成上の重要な要素である社寺林を保全します。
- 永福寺跡、御谷、鎌倉文学館、旧華頂宮邸、旧川喜多邸別邸、鎌倉国宝館、吉屋信子記念館等の庭園や緑を、鎌倉の歴史文化を学び・ふれあい・楽しむことのできる場として保全・活用します。

安全安心をもたらす緑

- 土砂災害警戒区域等の指定区域やその周辺部の斜面樹林地について、防災面に配慮した適正管理を行うとともに、危険木の除去、間伐等の防災対策を推進します。
- 津波発生時の避難に対応するため、津波浸水予想区域外周部の高台に緊急避難空地となる緑・オープンスペースを計画的に確保します。

環境負荷を和らげる緑

- 環境負荷低減に大きな役割を果たしている緑地を保全し、二酸化炭素の固定・吸収や気温調節機能の向上につながる維持管理を行います。

生き物を育む緑

- 流域生態系ネットワークの骨格を形成する、丘陵樹林地、滑川水系の河川、材木座・由比ヶ浜の海浜の自然環境を保全します。
- 丘陵樹林地全体について、生物多様性保全に配慮した管理を行うとともに、希少種等が生息生育する場所の自然環境の保全に努めます。
- 河川については、滑川水系の支流をなす平子川、二階堂川、佐助川等の水流を生み出す谷戸の湧水域や、ため池等の水辺地の自然環境を保全します。
- 滑川沿いの樹林地の保全や河畔木の植栽等により、生物の生息生育地としての河川の機能を高めます。
- 丘陵樹林地や谷戸の水辺地、河川の一部を、市民の身近な自然観察の場として活用します。

美しい景観をつくる緑

- 市街地背後の山並み景観と前面に広がる海浜の自然景観を構成する緑を保全します。
- 山と海をつなぐ滑川の水景の連続性を確保するとともに、下流域の県道と滑川に囲まれた市街地の区域の緑化を推進し、水辺景観ゾーンの形成を図ります。
- 歴史文化を象徴する都市軸である若宮大路・段葛の保全、屋上緑化や道路の植栽等により、鎌倉駅周辺地区の風格ある景観づくりを行います。
- 主要道路である県道21号・311号の街路樹整備や沿道の緑化を誘導し、市街地の緑の連続性を高めます。
- 若宮大路周辺の商業地では、景観地区の内容に沿って修景効果の高いまち並みの緑を創出します。
- 鎌倉駅西口周辺地区整備は、修景に配慮した歩行空間の整備などを進めます。
- 江ノ島電鉄の車窓景観として眺められる、沿線の緑の保全と緑化を誘導します。

交流とふれあいを広げる緑

- 源氏山公園、浄明寺緑地に加え、一部の市有緑地等を活用して、眺望や自然とのふれあいが楽しめる場の充実を図ります。
- 海浜レクリエーション活動拠点である、鎌倉海浜公園の機能の充実を図ります。
- 既設のハイキングコースや関東ふれあいの道などに加えて、流域内の山歩き、まち歩き、自然探索、歴史探索などが楽しめる歩行ルートのネットワーク形成を図ります。

暮らしを支え豊かにする緑

- 市街地内の重要な景観資源でもある社寺林や公共施設の緑を保全します。
- 谷戸部の住宅地では、周囲の自然景観に溶け込んだ古都の佇まいが感じられる住宅の緑を、流域を特色づける緑の資源として保全します。
- 住宅の緑の維持・創出を誘導し、美しい植栽樹木や生け垣が連続する居住環境の維持・育成を図ります。

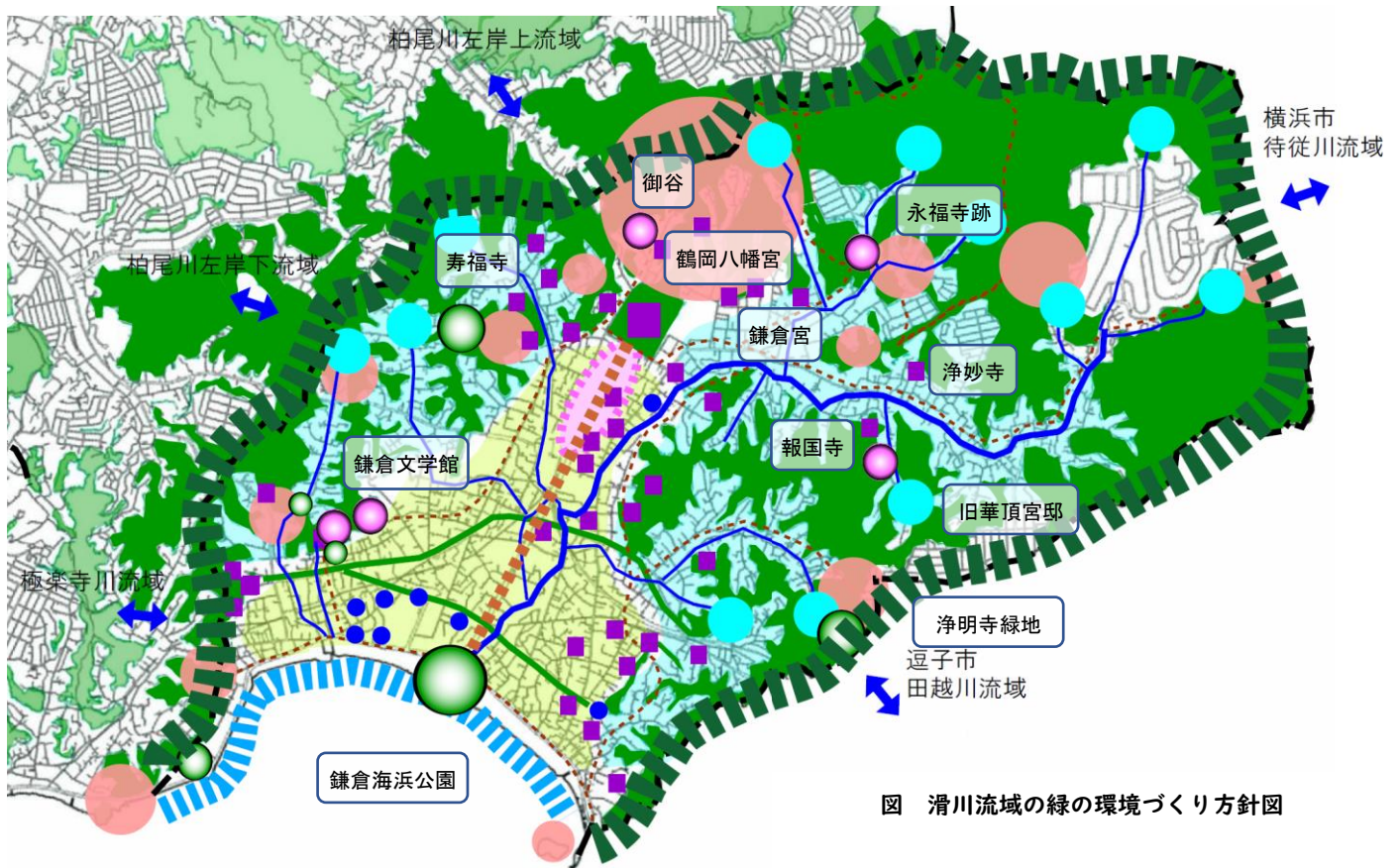


図 滑川流域の緑の環境づくり方針図